

4月～7月限定私立学校等修学者昼食費支援に関するQA

	質問	回答
1	対象期間の途中で私立⇔松戸市立学校間で転校があった場合は？	申請時と異なる学校へ転校した場合は、変更届より申請をお願いします。 毎月1日を支給基準日として、支給対象月を判断します。 松戸市立学校以外から松戸市立学校に転校した場合は、転入日から「学校給食費等支援制度」の対象となるため、申請してください。
2	私立学校等に在籍していて、松戸市～転出・転入があった場合の給付の基準は？	毎月1日を支給基準日として、支給対象月を判断します。
3	世帯に松戸市立学校の子がいて弁当持参支援の対象となる子がいて、私立学校に通う子もいる場合、「松戸市立学校の弁当等持参者への支援」と「昼食費支援事業」の両方申請が必要ですか？	別の支援事業になるため、お手数ですがそれぞれ申請をお願いします。
4	住民票が一時的に市外へ異動した場合の支援は？	毎月1日を支給基準日として、支援対象月を判断します。
5	他の学校で給食費無償化を受けている場合、本支援の対象になるか？	松戸市立以外の学校で支援を受けている場合は、本支援は対象外となります。
6	インタナショナルスクールも対象に含まれますか？	対象となり得ますので、概要をご覧ください、対象となる場合は、ご申請ください。
7	9月1日に松戸市に転入し、私立学校に就学する予定があるが、対象にふくまれるか？	本支援事業は、令和7年4月1日～7月31日が対象の期間となるため、申請の対象外となります。